

藤枝市ふるさと納税推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税を行った市外に住所を有する個人（以下「寄附者」という。）に対して返礼品等を提供する藤枝市ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づき静岡県藤枝市ふるさと納税寄附申出書（第1号様式）を提出する方法又は民間ポータルサイト上の所定の申込フォームへの入力により申込みをし、藤枝市に寄附を行うことをいう。
- (2) 寄附金 ふるさと納税による寄附金をいう。
- (3) 企業等 市内において本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の事務及び生産拠点又はサービスの提供場所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 参加企業 第4条第2項の規定による承認を受けた企業等をいう。
- (5) 返礼品 参加企業が取り扱う商品又はサービスで、第4条第4項の規定による承認を受けたものをいう。
- (6) 民間ポータルサイト 返礼品等の閲覧やふるさと納税の受付が可能なインターネットサイトをいう。

(お礼の品の贈呈等)

第3条 市長は、寄附者からのふるさと納税額に応じ別に定める返礼品を当該寄附者に贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品の受取を希望しない場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による返礼品の贈呈は、参加企業が返礼品を寄附者に送付することにより行うものとする。
- 3 参加企業は、前項の規定により寄附者に対し返礼品を送付したときは、その旨を市長に報告するとともに、返礼品代金を市長に請求するものとする。
- 4 前項の規定により参加企業が市長に請求できる金額は、当該参加企業が返礼品の調達と送付に要した額を合算した額とする。

(企業等の参加及び返礼品の登録)

第4条 事業に参加を希望する企業等は、藤枝市ふるさと納税推進事業参加申請書兼誓約書(第2号様式)を市長へ提出し、その承認(以下「参加承認」という。)を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書兼誓約書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、藤枝市ふるさと納税推進事業参加承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。この場合において、参加期間は、承認の通知を受けた日の属する年度末までとし、特段の事情がない限り、1年ごと自動更新するものとする。

3 参加企業は、市長に対し、藤枝市ふるさと納税返礼品登録申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて申請し、市長の承認(以下「登録承認」という。)を受けなければならない。

(1) 対象商品の紹介文書及び画像データ

(2) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、藤枝市ふるさと納税返礼品登録承認書(第5号様式)により参加企業に通知するものとする。

5 第3項及び前項の規定は、参加企業が返礼品を変更しようとするときについて準用する。

6 参加企業は、返礼品について特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件(平成31年総務省告示第179号)第5条に規定する基準(以下「地場産品基準」という。)及び食品表示法(平成25年法律第70号)第4条に規定する遵守すべき事項が記載された書類の整備及び保存をしなければならない。

(参加承認の基準)

第5条 市長は、参加申請のあった企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、参加承認をしないものとする。

(1) 市税の滞納がある場合又は申告義務があるにもかかわらず、市税の申告をしていない場合

(2) 全体の申請数その他の事情により、承認をすべきでないと認めた場合

(3) 企業等の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が藤枝市暴力団排除条例(平成29年藤枝市条例第2号)第2条第2号の暴力団員又は

同条第3号の暴力団員等（この号において「暴力団員等」という。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものである場合

(4) その他市長が不適當であると認めた場合

（登録承認の基準）

第6条 市長は、参加企業が申請をした返礼品について、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録承認しないものとする。

(1) 地場産品基準及び食品表示法等（解釈を含む。）（以下「国が定める法令等」という。）に適合しない場合

(2) 市長が、当該企業等が申請する返礼品の数がこの事業で登録された全ての返礼品の数に占める割合その他の事情により、承認をすべきでないとした場合

(3) 他の企業等が生産、製造等した製品を返礼品として提供するに当たって、当該他の企業等の承認を得ていない場合

(4) その他市長が不適當であると認めた場合

（再委託等の禁止又は制限）

第7条 参加企業は、事業に係る事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市長が認めた場合は、この限りでない。

（事業参加の辞退）

第8条 参加企業は、事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに藤枝市ふるさと納税推進事業参加辞退届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（参加承認の取消し）

第9条 市長は、参加企業が第5条各号のいずれかに該当することとなった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、参加承認を取り消すことができるものとする。

(1) 前条の規定により、藤枝市ふるさと納税推進事業参加辞退届出書が提出された場合

(2) 廃業した場合

(3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続が開始された場合

(4) 参加申請について虚偽の申請等を行った場合

(5) 返礼品について虚偽の申請等により、藤枝市へ損害を与えた場合

(6) 返礼品の内容等について、市の指導及び調査に応じない場合

- (7) その他参加企業又は返礼品が事業にふさわしくないと認められた場合
(登録承認の取消し)

第10条 市長は、参加企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録承認を取り消し、又は出品の停止をすることができる。

- (1) 登録申請のあった返礼品を廃止した場合
- (2) 登録申請のあった返礼品に内容の不備又は納期の著しい遅れがあった場合
- (3) 返礼品について虚偽の申請等を行った場合
- (4) 国が定める法令等の変更等により、返礼品としてふさわしくないと認められた場合
- (5) その他市長が、返礼品が事業にふさわしくないと認めた場合

2 市長は、事業に係る市の予算が市議会において可決されないときは、直ちに参加申請の受付を中止するとともに、新たな参加承認を行わないものとし、既に参加承認を行ったものについては、当該承認を取り消すものとする。

(実地調査の実施)

第11条 市長は、参加企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、参加企業に対し実地調査の実施を行うことができる。

- (1) 返礼品の内容について寄附者から苦情が寄せられ、参加企業の責任が重いと市長が判断した場合又は同様の苦情が度重なる場合
- (2) 返礼品の内容が、国が定める法令等に違反しているおそれがある場合
- (3) その他市長が必要と認めた場合

(損害賠償の義務)

第12条 参加企業は、当該事業の遂行に当たり、本市又は寄附者に対して損害を与えた場合は、その損害を本市又は寄附者へ賠償しなければならない。ただし、本市の責に帰すべき事由により損害が生じた場合を除く。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年9月27日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に提出された藤枝市ふるさと納税推進事業参加申込については、この告示の相当規定に基づいてなされたものとみなす。